

質問の件名及び質問の要旨(質問時間)	答弁を求める者
<p>1 続・鶴ヶ島市における教育の課題について (40分)</p> <p>平成27年12月議会において、「鶴ヶ島市における教育の課題について」と題し一般質問を行いました。今回の質問はその続きとなります。</p> <p>平成27年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。この改正は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政の責任の明確化や迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図ったものとなっております。</p> <p>具体的には、教育委員会委員長と教育長が一本化され、新「教育長」が教育委員会を代表することや、首長が総合教育会議での協議・調整を経て、教育の目標や施策の根本的な方針を定める教育大綱を策定することにより、地方教育行政の責任の明確化等々がなされることとなりました。</p> <p>その様な状況において、当市においては2学期制の検証や、昨年度、西中学校女子生徒連続飛び降り事件が発生するなど、教育に関して様々な課題があると思われまます。</p> <p>今回の教育委員会制度の変更は、約60年ぶりとなる大規模な改正となっておりますが、この様な時期にこそ、上記の様な課題を是正していく必要があると思われまますので、以下質問をいたします。</p> <p>(1) 教育大綱策定の進捗状況はどうなっておりますか。 (2) 教員の多忙さ解消へ向けた取組はどうなっておりますか。 (3) 保護者との連携はどうなっておりますか。 (4) 緊急情報の一斉連絡配信システムの運用状況はどうなっておりますか。 (5) 通学路の安全確保の状況はどうなっておりますか。 (6) 小中一貫教育の進捗状況はどうなっておりますか。 (7) 2学期制の検証はどうなっておりますか。</p>	<p>市長 教育委員会教育長</p>

質問の件名及び質問の要旨(質問時間)	答弁を求める者
<p data-bbox="185 300 900 338">2 市民要望の対応と自治会について (20分)</p> <p data-bbox="185 389 1121 551">現在、鶴ヶ島市においては84の自治会があり、その加入率は約65%となっております。言うまでもなく、自治会は地域にとって重要な役割を長年担っており、地域親睦や防災活動など良好な地域社会の形成のため、様々な活動を行っております。</p> <p data-bbox="185 589 1121 707">具体的には、地域親睦のためのスポーツ大会等の開催や、近隣自治会と連携し広域での防災訓練、ごみ集積所の新設など、多くの活動を行っていただいております、頭が下がる思いです。</p> <p data-bbox="185 745 1121 907">その様な状況のなか、そもそも自治会とは地域を良くするために自らの意思で加入する任意団体であって、最高裁判所も平成17年4月26日に、「自治会は強制加入ではなく加入・脱退は自由である(任意団体である)」との判決を下しております。</p> <p data-bbox="185 945 1121 1106">仮に、自治会に入らないことによって直接的な行政サービスを受けにくくなるとすれば、それは、自治会の加入は任意であるという最高裁判所の判決の趣旨に照らし合わせると、疑問があるとも思われますが、以下質問をいたします。</p> <p data-bbox="201 1144 1121 1659">(1) 自治会加入率向上のための取組はどうなっておりますか。 (2) 道路反射鏡や防犯灯の設置等については、自治会長が設置要望書を市に提出することとなっております。自治会未加入者への救済措置はどうなっておりますか。 (3) 平成27年12月議会で、自治会管理のごみ集積所について、その利用は自治会加入を前提としていないが、自治会未加入者は、利用にあたっては自治会と話し合っほしいとのことでした。しかしながら、自治会未加入者が自治会長等と調整することは困難であると思われます。したがって、これは、実態として市が自治会加入を強要しているとも思われますが、このことは自治会加入の任意意志を妨げることになりませんか。</p>	市長